

2022年3月14日

〈富山〉「氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定」の締結について

氷 見 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

氷見市（市長 林正之）と北陸電力株式会社（理事高岡支店長 牧野正広）および北陸電力送配電株式会社（執行役員富山支社長 竹内要一）は、本日、「地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 産業振興・賑わいづくりに関すること
4. 教育・スポーツに関すること
5. その他、SDGsの普及促進に関すること

今後は、連携事項に基づき、再生可能エネルギーの活用やEV利活用拡大の検討など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙1）氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定における連携事項（概要）

（別紙2）氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

氷見市：企画政策部地方創生推進課（電話）0766-74-8011

北陸電力：高岡支店総務担当（電話）0766-22-2027

氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定の締結内容（概要）

氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の5つの連携事項について検討・推進してまいります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 環境・エネルギーに関すること

■ 再生可能エネルギーの利用促進



再生可能エネルギーの導入拡大



電気自動車などエコカーの導入拡大

まちなか回遊促進
モビリティ「ヒミカ」



■ 施設の省エネや省エネ住宅の普及促進



省エネコンサル



省エネ住宅の普及（国交省HP）

■ 環境美化・保全



清掃活動（海岸清掃）

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■ 防災対策・災害の早期復旧



災害時の復旧作業



停電状況のお知らせ（スマホアプリ）

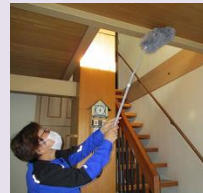


町内会アプリ
「結ネット」
でも導入可能

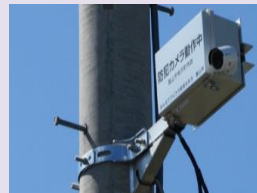
■ 日常生活の安全・安心



子ども110番の車（見守り活動）



空き家あんしんサポート



防犯カメラ設置

3. 産業振興・賑わいづくりに関すること

■ 観光振興や地域イベントへの協力



氷見市の観光や宿泊施設のPR
（写真はひみ番屋街）



湊川イルミネーション
（電気自動車の電力で点灯）

4. 教育・スポーツに関すること

■ 学校教育の充実 ■ スポーツ振興



学校での出前講座



春の中学生ハンドボール選手権大会
（春中ハンド大会）

5. その他、SDGsの普及促進に関すること



SDGsの普及啓発活動

こたえていく。かなえていく。

未来へ、めぐらせる。

氷見市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
地域連携に関する協定書（案）

氷見市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙あわせて以下「3者」という。）は、次のとおり地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、氷見市総合計画の基本理念のもと、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）環境・エネルギーに関すること
- （2）安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- （3）産業振興・賑わいづくりに関すること
- （4）教育・スポーツに関すること
- （5）その他、SDGsの普及促進に関すること

（確認書の締結）

第3条 本協定各条に定める3者の役割については、必要に応じて別に確認書等に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、3者のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第5条 3者は、本協定または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示または提供等してはならない。

2 3者は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項または疑義等が生じた場合は、3者協議して決定するものとする。

本協定の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月14日

甲 富山県氷見市鞍川1060番地
氷見市長

林 正之（自署）

乙 富山県高岡市広小路7番15号
北陸電力株式会社
理事 高岡支店長

牧野正広（自署）

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 富山支社長

竹内要一（自署）